

# 2022年4月1日から、 成年年齢が20歳から18歳に 引き下げられました

2022年4月1日に18歳、19歳に達している方はその日から、17歳以下の方は18歳の誕生日から成人となります。

成年に達すると、親の同意なしに契約等ができるようになり、これまで認められていた「未成年者取消権」が使いにくくなります。

このため、知識や経験の乏しい18歳～19歳の消費者トラブルの増加が心配されています。契約や買い物はしっかりと考えてから行いましょう。

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、下記までお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 消費生活相談窓口（消費者ホットライン） 局番なし：188（いやや）

## 【住民税務課】（窓口での取扱いについて）

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。引き下げに伴い、住民税務課住民窓口係で取り扱うものとして下記の取扱い年齢が変更となります。詳しくは住民税務課にお尋ねください。

**戸籍** ・婚姻年齢（男性18歳以上、女性16歳以上から男女ともに18歳以上）  
→経過措置あり

・分籍ができる年齢（20歳以上→18歳以上）

・帰化できる年齢（20歳以上→18歳以上）

・戸籍届出の証人欄の記入（20歳以上→18歳以上）

※戸籍に関しては上記以外にも改正されるものがあります。

**旅券** ・有効期間10年の旅券を申請できる年齢（20歳以上→18歳以上）

**印鑑** ・印鑑登録の法定代理人の同意書が不要な年齢（20歳以上→18歳以上）

## 【マイナンバーカード】

・マイナンバーカードの有効期間が10年（20歳以上→18歳以上）

※詳細は広報かがみの4月号11ページに掲載

**お問い合わせ先** 鏡野町住民税務課 住民窓口係 電話(0868)54-2621

## 【生涯学習課】（成人式について）

鏡野町では、従来通りの「20歳を祝う会」として開催する予定です。

皆様のご出席を楽しみにお待ちしております。

**お問い合わせ先** 鏡野町生涯学習課 担当：ソーター 電話(0868)54-0573

